

○西原町小災害弔慰金及び見舞金支給要綱

平成8年2月28日

要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、小災害により被害を受けた町民に対し、弔慰金又は見舞金を支給し、もって町民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 小災害 災害の規模が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けない災害で、町の区域内において発生した暴風、豪雨等による自然災害及び火災等をいう。

(2) 町民 小災害により被害を受けた当時、町の区域内に住所を有した者をいう。

(支給の種類)

第3条 弔慰金及び見舞金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小災害により死亡した者に対する弔慰金

(2) 小災害により負傷した者及び住家に被害を受けた世帯に対する見舞金

(支給の対象)

第4条 弔慰金及び見舞金の支給の対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 弔慰金は、小災害により死亡した者について、その遺族に対して支給する。

(2) 見舞金は、小災害により治療期間30日以上を負傷をした者及び住家が全壊、全焼若しくは流失又は半壊、半焼及び床上浸水した世帯に対して支給する。

(支給基準)

第5条 弔慰金及び見舞金は、次の表に掲げる基準で支給する。

区分	基準	金額
弔慰金	死亡者1人につき	50,000円
見舞金	負傷者1人につき	30,000円
	住家の全壊、全焼、流失	50,000円
	住家の半壊、半焼	30,000円
	住家の床上浸水	10,000円

(支給の制限)

第6条 弔慰金は、沖縄県市町村総合事務組合から災害弔慰金が支給されるときは支給しない。

2 小災害の発生が被害を受けた者の故意又は重大な過失による場合は、当該被害を

受けた者に係る弔慰金及び見舞金は支給しない。

(支給手続)

第7条 弔慰金及び見舞金の支給をする場合は、あらかじめ担当職員は、別記様式により町長に小災害状況報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。